

平成 18 年 11 月 2 日
関 東 財 務 局

日本アジア証券株式会社に対する行政処分について

- 1 日本アジア証券株式会社に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。

(平成 18 年 10 月 20 日付)

○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為

当社エクイティ営業部歩合外務員は、その業務に関し、平成 15 年 12 月 25 日、同 16 年 4 月 27 日及び同 16 年 4 月 28 日に、複数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成 15 年 12 月 26 日から同 18 年 3 月 17 日までの間、取引を執行した。

当社及び当社の使用人が行った、上記の契約の締結行為は、証券取引法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する「有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為」に該当すると認められる。

- 2 以上のことから、本日、日本アジア証券株式会社に対し、証券取引法第 56 条第 1 項の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

○ 業務改善命令

以下の措置をとり、その状況を 1 ヶ月後までに書面で報告すること。

- (1) 法令等遵守に係る経営姿勢を明確にすること。
- (2) 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。
- (3) 内部管理体制の見直しを図り、法令違反の根絶に向けた再発防止策(具体的達成方法、達成時期及び社内規程等の整備や全職員に対する法令遵守の徹底を図るための措置を含む。)を講じること。
- (4) 社内検査体制の充実・強化のための方策を講じること。

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部証券監督課

048-600-1111 (代表)

(内線: 3323、3325)